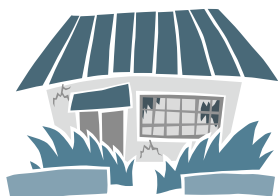


# よくある質問 Q&A



## 空き家活用通信



Vol.2

前は空き家に対する利用ニーズが高まってきていることをお知らせしました。今回は空き家の利用を促進する空き家バンク（空き地・空き家情報活用制度）について、よくある質問にお答えします。

Q4

家にお墓や  
仏壇があり、  
すぐには動か  
せません。

A4

その状態を明記すること  
で登録できます。所有者、  
利用者が取り扱いを話し合  
い、契約を結ばれたケースも  
あります。

Q3

家に古い家財  
が残っています  
が空き家登録  
できますか？

A3

登録できます。家財の  
片付けについて、空き家  
の利用者と話し合うこと  
もできます。

Q2

家の一部が  
壊れている  
けれど空き家  
登録はできま  
すか？

A2

家屋の状況により登録  
できません。事前に修繕の  
箇所や程度を把握してお  
くことで契約の際の交渉  
がスムーズになります。

Q1

家がとても  
古いけれど、  
空き家登録は  
できますか？

A1

建物は古くても、家  
屋の状況により空き家  
登録できます。利用希望者によ  
って、古民家などを探して  
いる方もあります。

Q8

空き家バンク  
の登録で気を付  
けることはあり  
ますか？

A8

相続の未完了、境界の未  
確定、施設入所している者  
の住民票が残っている等の  
場合、トラブル回避のため、  
基本的には登録できません。

Q7

役場やサテラ  
イトセンターは  
不動産仲介を  
しているの？

A7

不動産仲介ではありません。  
ん。契約等に関しては、司法  
書士、行政書士等にご相談く  
ださい。

Q6

知らない人に  
家を貸したり  
売ったりする  
のは不安。

A6

空き家バンクは空き家所有  
者と利用希望者との紹介のみ  
行う制度です。ご不安に関し  
ては、司法書士等にご相談し  
ていただいています。

Q5

空き家登録し  
ていることを  
大々的には知ら  
せたくありま  
せん。

A5

登録情報の発信方法を選  
んでいただけます。また利  
用希望者には、知り得た情  
報を口外しないことを誓約  
していただいています。